

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008年横第70号								
事故等名	貨物船第十八新幸丸乗揚								
発生年月日時刻	平成20年8月27日 07時05分ごろ								
発生場所	千葉県保田漁港								
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月18日 横浜・地方事故調査官が海難報告書及び船舶所有者からの提出書類により精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし								
認定した事実									
船種・船名・総トン数	貨物船第十八新幸丸 498トン								
船舶番号(IMO 番号)	134208								
船舶所有者等	新潟建設海運株式会社								
船種・船名・総トン数									
船舶番号(IMO 番号)									
船舶所有者等									
乗組員等に関する情報	船長 三級海技士(航海)								
負傷者	負傷者 なし								
損傷	プロペラ損傷及び船首バウスラスター損傷								
事故等の経過	本船は、神奈川県横須賀港を出港し、千葉県保田漁港に岩の積込みに向かった。平成20年8月27日07時05分ごろ、同漁港に着岸する準備を行っていたところ、強風と波浪に船体が流され浅瀬に乗り揚げた。当時の天候は、雨、北東の風8m/s から10 m/s、波高1m、視界500mから1,000m。								
事実を認定した理由	<table border="0"> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> 本船は、圧流に対する配慮が十分でなかった可能性があると考えられる。 また、十分な離岸距離をとられなかった可能性があると考えられる。 </td> </tr> </table>	気象・海象の関与	あり	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	判明した事項の解析	本船は、圧流に対する配慮が十分でなかった可能性があると考えられる。 また、十分な離岸距離をとられなかった可能性があると考えられる。
気象・海象の関与	あり								
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
判明した事項の解析	本船は、圧流に対する配慮が十分でなかった可能性があると考えられる。 また、十分な離岸距離をとられなかった可能性があると考えられる。								
原因	本事故は、本船が着岸作業中、船体の圧流に対する配慮が十分でなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。								
その他の事項	なし								